

令和7年度 放課後児童クラブ室入室児童募集

令和7年度に放課後児童クラブ室へ入室する児童を募集します。入室を希望される場合は、期日までに必要書類をご提出ください。保育の必要性等の調査により入室の可・否を決定し、2月上旬に通知をいたします。

- 対象期間** 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 対象者** 就労などにより保護者が昼間保育ができない家庭の児童
- クラブ** ・長瀬一小放課後児童クラブ室（長瀬第一小学校内に開設）
・たけのこ学童クラブ（たけのこ保育園内に併設）
- 提出書類** 入室申請書、就労（予定）証明書、案内図、児童家庭調査票
- 書類配布** 令和6年11月1日（金）から、役場 健康こども課窓口で配付（土日祝日を除く）
- 提出場所** ・長瀬一小放課後児童クラブ室入室希望の方
→健康こども課または一小放課後児童クラブ室へ提出
・たけのこ学童クラブ入室希望の方
→たけのこ学童クラブへ提出
- 申請期日** 令和6年12月2日（月）まで
- その他** 利用方法等は、申込書と一緒にお渡しする「入室のしおり」をご覧ください。

問合せ

長瀬一小放課後児童クラブ室
健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134、135
たけのこ学童クラブ ☎66・0385

「誰かを支えるあなたも支える。」11月はケアラー月間です

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方です。

単身世帯の増加や核家族化の進行など、家族構成が大きく変わりつつあります。一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった考え方が根強く存在しています。そのため、ケアラーが孤立し、悩みを周囲に相談できない状況となっています。

埼玉県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発を行い、ケアラー支援への理解と協力の輪を広げ、ケアラーが孤立することのない社会の実現に取り組んでいます。

※詳しくは県HPをご覧ください。

【県HP URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/kaigosya-kouhou.html>

問合せ

県地域包括ケア課 ☎048・830・3266



秩父地域登録手話通訳者募集

秩父地域1市4町の手話通訳者派遣事業に登録し、手話通訳を行う方を募集します。

応募資格：①から④までのいずれかに該当し、かつ、必須要件を全て満たす方

- ①手話通訳士
- ②埼玉県登録手話通訳者
- ③手話通訳者全国統一試験に合格している方
- ④ちちぶ定住自立圏手話通訳者養成研修事業または、埼玉県手話通訳者養成講習会の修了証を受領した方で、手話通訳者全国統一試験の合格を目指している方、もしくは同等の知識及び技術を有する方

【必須要件】

- ・令和7年3月31日現在満20歳以上の方
- ・秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町のいずれかに在住または在勤している方
- ・登録後に秩父地域登録手話通訳者として活動する意欲のある方

応募期間：令和6年12月2日（月）～23日（月）必着

試験日：令和7年1月25日（土）

試験会場：秩父市歴史文化伝承館 1階研修室（秩父市熊木町8-15）

試験内容：①筆記試験（聴覚障害の基礎知識や秩父地域1市4町の福祉サービスに関することなど）

②面接試験

③実技試験（ただし、応募資格①～③に該当する方は免除）

募集要項等の配布：1市4町の障害福祉担当課または町ホームページ

申込み・問合せ

福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145

